

社会体育施設の利用について

令和3年9月13日

(改訂) 令和3年10月1日

(改訂) 令和3年10月7日

(改訂) 令和3年11月25日

(改訂) 令和4年1月27日

(改訂) 令和4年2月21日

(改訂) 令和4年9月30日

(改訂) 令和5年2月1日

(改訂) 令和5年2月14日

(改訂) 令和5年3月13日

(改訂) 令和5年5月8日

1 基本的な取扱い

施設利用に対する制限は設けない。

2 施設管理者が実施する基本的な感染防止対策

① 基本的な感染対策を継続すること

1. 手洗いなどの手指衛生
2. こまめな換気
3. 受付の透明幕またはパーテーションの設置
4. 主要な出入口への手指消毒液の配置
5. 主要な出入口への検温器の設置

② 職員間の感染予防対策を徹底すること。

1. 日常的な健康管理を適切に行うこと
2. 発熱、風邪等の症状がある場合は、すみやかに医療機関を受診すること
3. 職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すこと

3 マスク着用の考え方

1. 利用者のマスクの着用については個人の判断に委ねることを基本とする。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判

断を尊重すること。

2. 施設管理者についても個人の判断に委ねるが、感染状況によりマスクの着用を求める場合があることに注意する。なお、重症化リスクの高い方への感染を防ぐためマスク着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨する。

4 施設勤務者等が新型コロナウイルス感染者等と判明した場合の対応

スポーツ課に速やかに報告する。

5 その他

- ① 新型コロナウイルス感染症を理由とする施設利用のキャンセル料は徴収する。
- ② 本扱いは、今後の状況変化等により逐次見直しを行います。

6 適用日

令和5年5月8日から適用する。